

(平成26年2月19日提出)

平成26年2月議会定例会議案  
(平成25年度分)

新 潟 市

## 平成26年2月議会定例会議案（平成25年度分）

### 目 次

議案第198号	平成25年度新潟市一般会計補正予算	1
議案第199号	平成25年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算	14
議案第200号	平成25年度新潟市介護保険事業会計補正予算	17
議案第201号	平成25年度新潟市公債管理事業会計補正予算	21
議案第202号	平成25年度新潟市下水道事業会計補正予算	24
議案第203号	平成25年度新潟市水道事業会計補正予算	26
議案第204号	平成25年度新潟市病院事業会計補正予算	29
議案第205号	新潟市食育・花育センター条例の一部改正について	31
議案第206号	新潟市子育て支援センター白根つくし園条例の一部改正について	32
議案第207号	新潟市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	33
議案第208号	新潟市食肉センター条例の一部改正について	34
議案第209号	新潟市中央卸売市場業務条例の一部改正について	35
議案第210号	新潟市建築関係手数料条例の一部改正について	36
議案第211号	新潟市道路占用料条例の一部改正について	37
議案第212号	新潟市消防関係手数料条例の一部改正について	38
議案第213号	新潟県市町村総合事務組合規約の変更について	40
議案第214号	公有水面埋立承認の出願に関し意見を述べることについて	41
議案第215号	損害賠償の額の決定について	42
議案第216号	訴えの提起について	43
議案第217号	和解について	44
議案第218号	契約の締結について	46
諮問第5号	地方自治法第229条の規定に基づく異議申立てに関する諮問について	47

議案第198号

**平成25年度新潟市一般会計補正予算（第6号）**

平成25年度新潟市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,072,390千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ378,189,801千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加、変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加、変更は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加、変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成26年2月19日提出

新潟市長 篠田 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		117,590,269	883,810	118,474,079
	1 市民税	50,473,063	883,810	51,356,873
17 国庫支出金		50,183,489	5,206,634 △ 13,041	55,377,082
	1 国庫負担金	31,690,688	345,785 △ 12,333	32,024,140
	2 国庫補助金	18,277,881	4,860,849 △ 708	23,138,022
18 県支出金		13,061,848	182,366 △ 167,024	13,077,190
	1 県負担金	7,483,102	169,866	7,652,968
	2 県補助金	3,842,302	12,500 △ 167,024	3,687,778
19 財産収入		2,192,474	△ 120,543	2,071,931
	2 財産売却収入	1,991,793	△ 120,543	1,871,250
22 繰越金		1,216,743	619,932	1,836,675
	1 繰越金	1,216,743	619,932	1,836,675
23 諸収入		34,239,850	△ 332,344	33,907,506
	2 貸付金元利収入	31,395,784	△ 332,344	31,063,440
24 市債		64,373,500	7,937,400 △ 124,800	72,186,100

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 市債	64,373,500	7,937,400 △ 124,800	72,186,100
歳入	合計	364,117,411	14,830,142 △ 757,752	378,189,801

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		50,970,289	333,057 △ 64,931	51,238,415
	1 総務管理費	47,198,419	333,057 △ 64,931	47,466,545
3 民生費		103,546,098	1,142,330 △ 144,907	104,543,521
	1 社会福祉費	10,941,913	223,576 △ 37,000	11,128,489
	2 児童福祉費	35,246,394	90,754 △ 106,849	35,230,299
	3 障がい福祉費	15,751,189	800,000 △ 1,058	16,550,131
	5 老人福祉費	24,350,198	28,000	24,378,198
4 衛生費		25,347,273	117,000 △ 133,479	25,330,794
	1 保健衛生費	13,323,208	117,000 △ 81,479	13,358,729
	2 清掃費	12,024,065	△ 52,000	11,972,065
5 労働費		1,591,777	3,596 △ 94,731	1,500,642
	1 労働諸費	1,591,777	3,596 △ 94,731	1,500,642
6 農林水産業費		7,926,439	25,000 △ 58,100	7,893,339
	1 農業費	5,040,049	△ 58,100	4,981,949
	3 水産業費	592,274	25,000	617,274

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		24,340,196	1,027,000	25,367,196
	1 商業費	22,626,482	77,000	22,703,482
	2 工業費	1,713,714	950,000	2,663,714
8 土木費		59,939,378	6,937,000 △ 889,556	65,986,822
	2 道路橋りょう費	26,491,845	1,707,000 △ 741,369	27,457,476
	3 港湾空港費	429,697	△ 63,239	366,458
	4 都市計画費	26,382,131	4,000,000 △ 84,948	30,297,183
	7 建築費	839,763	471,000	1,310,763
	8 住宅費	1,464,399	759,000	2,223,399
	9 消防費		10,748,665	△ 53,141
10 教育費	1 消防費	10,748,665	△ 53,141	10,695,524
		23,347,342	6,783,500 △ 40,000	30,090,842
	1 教育総務費	5,911,106	△ 38,000	5,873,106
	2 小学校費	6,974,309	3,216,100 △ 2,000	10,188,409
	3 中学校費	2,657,269	3,239,400	5,896,669
5 幼稚園費	577,374	328,000	905,374	
11 公債費		39,886,167	△ 404,361	39,481,806

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 公債費	39,886,167	△ 404,361	39,481,806
12 諸支出金		10,346,314	△ 412,887	9,933,427
	1 普通財産取得費	200,060	△ 80,543	119,517
	2 開発公社費	10,146,254	△ 332,344	9,813,910
歳 出 合 計		364,117,411	16,368,483 △ 2,296,093	378,189,801



第2表 継続費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	2 小学校費	木戸小学校校舎一部改築事業	2,167,000	平成25年度	487,000
				平成26年度	181,000
				平成27年度	710,000
				平成28年度	704,000
				平成29年度	85,000
		南万代小学校校舎改築事業	2,240,000	平成25年度	307,000
				平成26年度	276,000
				平成27年度	1,396,000
				平成28年度	261,000

## 2 変 更

(単位 千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
10 教育費	2 小学校	下山小学校改築事業	2,736,000	平成23年度	556,000	2,601,000	平成23年度	556,000
				平成24年度	1,864,000		平成24年度	1,864,000
				平成25年度	316,000		平成25年度	153,000
							平成26年度	28,000
	3 中学校	新津第一中学校屋内体育館及び校舎一部改築事業	1,765,000	平成23年度	271,000	1,765,000	平成23年度	271,000
				平成24年度	1,395,000		平成24年度	1,395,000
				平成25年度	42,000		平成25年度	81,000
				平成26年度	57,000		平成26年度	18,000
		新津第二中学校屋内体育館及び校舎一部改築事業	1,345,000	平成24年度	962,000	1,345,000	平成24年度	962,000
				平成25年度	88,000		平成25年度	361,000
				平成26年度	295,000		平成26年度	22,000
		中之口中学校改築事業	1,730,000	平成24年度	385,000	1,730,000	平成24年度	385,000
				平成25年度	30,000		平成25年度	1,092,000
				平成26年度	1,222,000		平成26年度	160,000
				平成27年度	93,000		平成27年度	93,000

第3表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	本庁舎第2分館解体及び駐車場整備事業	36,800
		コミュニティ施設整備事業	71,900
		津波避難対策緊急事業	8,000
3 民生費	1 社会福祉費	臨時福祉給付金給付事業	223,576
	2 児童福祉費	子育て世帯臨時特例給付金給付事業	90,754
	3 障がい福祉費	公共施設バリアフリー化等整備事業	6,246
		障がい福祉施設整備事業	103,742
	5 老人福祉費	特別養護老人ホーム整備事業	272,000
6 農林水産業費	2 農地費	地籍調査整備事業	3,600
		農村振興総合基盤整備事業	66,000
		農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業	27,500
		農業基盤整備促進事業費補助金	6,200
		基幹水利施設管理事業	82,504
	3 水産業費	間瀬海岸埋立地整備事業	349,128
		漁港整備事業	54,481
7 商工費	1 商業費	プレミアム商品券発行支援事業	77,000
	2 工業費	地域イノベーション戦略推進事業	750,000
		中小企業パワーアップ設備投資応援補助金	200,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう事業	6,508,461
	4 都市計画費	新たな交通推進事業	30,000
		街路事業	100,656
		交通バリアフリー推進事業	40,500
		新潟駅周辺地区整備事業	9,703,469
	5 公園緑地費	公園緑地事業	170,905
	7 建築費	避難・防災拠点耐震化事業	471,000
	8 住宅費	健幸すまいリフォーム支援事業	387,000
		エコ住宅・エコリフォーム促進事業	213,000
		市営住宅ストック改善事業	159,000

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	指定避難所耐震補強事業	254,000
		給食室整備事業	91,200
		大規模改造事業	2,194,700
	3 中学校費	指定避難所耐震補強事業	266,000
		武道場整備事業	195,700
		大規模改造事業	1,305,300
	5 幼稚園費	大規模改造事業	328,000

## 2 変 更

(単位 千円)

款	項	事 業 名	補 正 前	補 正 後
			金 額	金 額
10 教育費	2 小学校費	老朽校舎の整備	655,000	836,200
	3 中学校費	老朽校舎の整備	43,000	176,400

第4表 地方債補正

1 追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
避難・防災拠点耐震化事業費	254,400	普通貸借	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合)	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
幼稚園大規模改造事業費	276,000	又は債券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	

## 2 変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
コミュニティ施設整備事業費	518,700	普通貸借	年5.0%以内	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に	580,300	普通貸借	年5.0%以内	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に
障がい福祉施設整備事業費	39,000	又は債券	利率見直し方式で借り入れる場合	元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	47,200	又は債券	利率見直し方式で借り入れる場合	元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
斎場整備事業費	81,900	発行(他	で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金	に	61,600	発行(他	で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金	に
漁港整備事業費	11,700	の地方公共団体と	融機構資金	も繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	23,700	の地方公共団体と	融機構資金	も繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
道路橋りょう整備事業費	13,845,600	共団体と	融機構資金	に	14,384,300	共団体と	融機構資金	に
新潟空港整備事業費負担金	99,200	の共同発行を	率の見直しを行った後	に	44,800	の共同発行を	率の見直しを行った後	に
街路事業費	4,030,900	含む、当該見直し後の利率)	の利率	に	5,803,900	含む、当該見直し後の利率)	の利率	に
公営住宅建設事業費	248,300	)	)	に	320,400	)	)	に
消防施設整備事業費	949,900			に	899,800			に
小学校校舎屋体建設事業費	51,400			に	533,600			に
小学校大規模改造事業費	611,600			に	2,688,000			に
中学校校舎屋体建設事業費	20,100			に	1,250,500			に
中学校大規模改造事業費	74,400			に	1,226,800			に

議案第199号

**平成25年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算（第4号）**

平成25年度新潟市の国民健康保険事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ963,610千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85,191,362千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年2月19日提出

新潟市長 篠田 昭



第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 繰越金		931,912	963,610	1,895,522
	1 繰越金	931,912	963,610	1,895,522
歳入合計		84,227,752	963,610	85,191,362

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 諸支出金		1,010,878	8,000	1,018,878
	1 償還金及び還付加算金	1,010,878	8,000	1,018,878
11 基金積立金		49	955,610	955,659
	1 基金積立金	49	955,610	955,659
歳 出 合 計		84,227,752	963,610	85,191,362

議案第 200 号

**平成 25 年度新潟市介護保険事業会計補正予算（第 4 号）**

平成 25 年度新潟市の介護保険事業会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 28,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 67,761,144 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

平成 26 年 2 月 19 日提出

新潟市長 篠田 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		9,506,286	28,000	9,534,286
	1 一般会計繰入金	9,506,286	28,000	9,534,286
歳 入 合 計		67,733,144	28,000	67,761,144

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		1,282,701	28,000	1,310,701
	1 総務管理費	695,631	28,000	723,631
歳 出 合 計		67,733,144	28,000	67,761,144

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	介護保険システム改修事業	28,000

議案第 201 号

**平成 25 年度新潟市公債管理事業会計補正予算（第 1 号）**

平成 25 年度新潟市の公債管理事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 404, 361 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 46, 489, 790 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 2 月 19 日提出

新潟市長 篠田 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		40,086,167	△ 404,361	39,681,806
	1 他会計繰入金	39,846,167	△ 404,361	39,441,806
歳入	合計	46,894,151	△ 404,361	46,489,790



歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		46,894,151	△ 404,361	46,489,790
	1 公債費	46,894,151	△ 404,361	46,489,790
歳 出 合 計		46,894,151	△ 404,361	46,489,790

議案第 202 号

**平成 25 年度新潟市下水道事業会計補正予算（第 4 号）**

（総則）

第 1 条 平成 25 年度新潟市下水道事業会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 平成 25 年度新潟市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条第 3 号中「管渠、ポンプ場及び処理場等整備事業 15,703,367 千円」を「管渠、ポンプ場及び処理場等整備事業 13,663,987 千円」に改める。

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中、「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 440,252 千円」を「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 354,841 千円」に、「当年度損益勘定留保資金 11,599,259 千円で」を「当年度損益勘定留保資金 11,684,670 千円で」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 資本的収入	21,659,852	△ 2,039,380	19,620,472
第 1 項 企業債	13,586,400	△ 1,526,230	12,060,170
第 2 項 国県補助金	5,641,896	△ 509,440	5,132,456
第 4 項 負担金	535,993	△ 3,710	532,283

## 支 出

(単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 資本的支出	33,699,363	△ 2,039,380	31,659,983
第 1 項 建設改良費	17,391,688	△ 2,039,380	15,352,308

平成 2 6 年 2 月 1 9 日提出

新潟市長 篠田 昭

議案第203号

平成25年度新潟市水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 平成25年度新潟市水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成25年度新潟市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第3号中「青山浄水場施設整備事業 1,925,322千円」を「青山浄水場施設整備事業 1,793,536千円」に改める。

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 事業収益	16,353,195	△ 120,397	16,232,798
第3項 特別利益	577,369	△ 120,397	456,972

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 事業費	15,561,567	22,349	15,246,439
		△ 337,477	
第2項 営業外費用	1,990,453	22,349	1,675,325
		△ 337,477	

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,582,614千円は、」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,556,828千円は、」に、「,当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額439,363千円」を「,当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額433,087千円」に、「及び建設改良積立金463,097千円で」を「及び建設改良積立金443,5

87千円で」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	4,579,409	△ 106,000	4,473,409
第1項 企業債	3,054,000	△ 106,000	2,948,000

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	13,162,023	△ 131,786	13,030,237
第1項 建設改良費	9,978,225	△ 131,786	9,846,439

(継続費)

第5条 青山浄水場施設整備事業に係る継続費について、その総額及び年割額を次のように改める。

(単位 千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1	1	青山浄水場施設整備事業	4,147,500	平成 22	157,500	3,879,385	平成 22	157,500
				年度			年度	
				平成 23	246,792		平成 23	246,792
				年度			年度	
				平成 24	705,747		平成 24	705,747
				年度			年度	
		平成 25	1,925,322	平成 25	1,793,536			
		年度		年度				
		平成 26	1,112,139	平成 26	975,810			
		年度		年度				

(債務負担行為)

第6条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項，期間及び限度額に，次の1項を加える。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
信濃川～青山浄水場相互連絡管及び青山浄水場向け導水管整備工事	平成26年度	64,078

(企業債)

第7条 予算第6条に定めた青山浄水場施設整備事業に係る企業債について，その限度額を次のように改める。

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前	補 正 後
青山浄水場施設整備事業	1,557,000	1,451,000

平成26年2月19日提出

新潟市長 篠田 昭

議案第 204 号

**平成 25 年度新潟市病院事業会計補正予算（第 4 号）**

（総則）

第 1 条 平成 25 年度新潟市病院事業会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 平成 25 年度新潟市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 市民病院事業収益	21,820,093	20,315	21,840,408
第 2 項 医業外収益	2,430,825	20,315	2,451,140

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 市民病院事業費用	22,331,310	20,315	22,351,625
第 1 項 医業費用	21,531,282	20,315	21,551,597

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3,697 千円」を「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3,739 千円」に、「及び過年度損益勘定留保資金 490,200 千円で」を「及び過年度損益勘定留保資金 490,158 千円で」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 市民病院資本的収入	2,717,348	16,433	2,733,781
第 2 項 補助金	126,000	16,433	142,433

## 支 出

(単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 市民病院資本の支出	3,211,245	16,433	3,227,678
第 1 項 建設改良費	2,251,722	16,433	2,268,155

平成 2 6 年 2 月 1 9 日提出

新潟市長 篠田 昭



議案第 205 号

**新潟市食育・花育センター条例の一部改正について**

新潟市食育・花育センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 26 年 2 月 19 日提出

新潟市長 篠田 昭

**新潟市食育・花育センター条例の一部を改正する条例**

新潟市食育・花育センター条例（平成 22 年新潟市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「次に掲げるとおりとする」を「センターの利用の状況，センターを利用するものの便宜等を勘案して，市長が別に定める」に改め，同条ただし書及び各号を削り，同条に次の 1 項を加える。

- 2 市長は，前項の規定により休館日を定めた場合は，速やかに，これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，公布の日から起算して 5 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし，次項の規定は，公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 新潟市食育・花育センターの休館日を定める行為及びこれに関し必要な手続その他の行為は，この条例の施行前においても，改正後の新潟市食育・花育センター条例の規定の例により行うことができる。

議案第 206 号

**新潟市子育て支援センター白根つくし園条例の一部改正について**

新潟市子育て支援センター白根つくし園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 26 年 2 月 19 日提出

新潟市長 篠田 昭

**新潟市子育て支援センター白根つくし園条例の一部を改正する条例**

新潟市子育て支援センター白根つくし園条例（平成 19 年新潟市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「新潟市南区上下諏訪木 785 番地 1」を「新潟市南区上下諏訪木 817 番地 1」に改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 3 月 31 日から施行する。

議案第 207 号

**新潟市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について**

新潟市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 26 年 2 月 19 日提出

新潟市長 篠田 昭

**新潟市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例**

新潟市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年新潟市条例第 74 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 208 号

### 新潟市食肉センター条例の一部改正について

新潟市食肉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 26 年 2 月 19 日提出

新潟市長 篠田 昭

### 新潟市食肉センター条例の一部を改正する条例

新潟市食肉センター条例（平成 5 年新潟市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表と畜場使用料の項中「2, 260」を「2, 324」に、「550」を「566」に、「690」を「710」に、「230」を「237」に、「150」を「154」に改め、同表冷蔵庫施設使用料の項中「152, 900」を「157, 269」に改め、同表部分肉処理施設使用料の項中「1, 121, 300」を「1, 153, 337」に改め、同表厚生施設使用料の項中「34, 600」を「35, 588」に、「69, 300」を「71, 280」に改め、同表事務所使用料の項中「710」を「730」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の新潟市食肉センターの使用に係る使用料について適用し、同日前の新潟市食肉センターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 209 号

### 新潟市中央卸売市場業務条例の一部改正について

新潟市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 26 年 2 月 19 日提出

新潟市長 篠田 昭

### 新潟市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

新潟市中央卸売市場業務条例（昭和 46 年新潟市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 53 条、第 57 条第 4 項、第 65 条第 1 項及び第 69 条第 1 項中「100 分の 105」を「100 分の 108」に改める。

附則第 11 条中「447 円」を「460 円」に、「1,002 円」を「1,031 円」に、「872 円」を「897 円」に、「3,000 円」を「3,086 円」に、「2,000 円」を「2,057 円」に改める。

別表卸売業者売場使用料の項中「447 円」を「460 円」に改め、同表仲卸業者売場使用料の項中「1,002 円」を「1,031 円」に改め、同表業者事務所使用料の項第 1 号中「942 円」を「969 円」に改め、同項第 2 号中「761 円」を「783 円」に改め、同表関連事業所使用料の項及び保管所使用料の項中「1,002 円」を「1,031 円」に改め、同表駐車場使用料の項中「3,000 円」を「3,086 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 11 条第 1 項の認可を受けた日後において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の附則第 11 条及び別表の規定は、この条例の施行の日の属する月の使用料から適用し、当該月の前月までの使用料については、なお従前の例による。

議案第 2 1 0 号

**新潟市建築関係手数料条例の一部改正について**

新潟市建築関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 6 年 2 月 1 9 日 提出

新潟市長 篠田 昭

**新潟市建築関係手数料条例の一部を改正する条例**

新潟市建築関係手数料条例（平成 2 1 年新潟市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 3 項，第 5 4 項及び第 6 0 項中「1 0 0 分の 1 0 5」を「1 0 0 分の 1 0 8」に改める。

附 則

この条例は，平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 1 1 号

### 新潟市道路占用料条例の一部改正について

新潟市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 6 年 2 月 1 9 日 提出

新潟市長 篠田 昭

### 新潟市道路占用料条例の一部を改正する条例

新潟市道路占用料条例（昭和 4 7 年新潟市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 4 条の 5 の 2」を「第 4 条の 5」に改め、同条第 2 項中「1. 0 5」を「1. 0 8」に改める。

第 6 条第 1 号中「法第 3 5 条に規定する事業（政令第 1 8 条に規定するものを除く。）及び」を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
  - （1） 第 2 条第 1 項及び第 6 条第 1 号の改正規定 公布の日
  - （2） 前号に掲げる規定以外の規定 平成 2 6 年 4 月 1 日
- 2 この条例の施行（前項第 2 号の規定による施行をいう。）の日（以下「施行日」という。）前にした許可又は協議に係る占用期間（当該占用期間が平成 2 6 年度以後にわたる場合は、当該占用期間のうち、平成 2 6 年 3 月 3 1 日までの期間に限り、施行日前にした許可又は協議に係る占用期間の初日が施行日以後のものを除く。）の占用に係る占用料の額については、なお従前の例による。

議案第 212 号

### 新潟市消防関係手数料条例の一部改正について

新潟市消防関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 26 年 2 月 19 日提出

新潟市長 篠田 昭

### 新潟市消防関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟市消防関係手数料条例（平成 22 年新潟市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 の項第 5 号中「91,000 円」を「92,000 円」に改め、同表 3 の項第 4 号ア中「820,000 円」を「830,000 円」に改め、同号イ中「990,000 円」を「1,010,000 円」に改め、同号ウ中「1,100,000 円」を「1,120,000 円」に改め、同号エ中「1,400,000 円」を「1,420,000 円」に改め、同号オ中「1,640,000 円」を「1,660,000 円」に改め、同号カ中「3,850,000 円」を「3,880,000 円」に改め、同号キ中「5,090,000 円」を「5,100,000 円」に改め、同項第 5 号ア中「1,120,000 円」を「1,130,000 円」に改め、同号イ中「1,330,000 円」を「1,340,000 円」に改め、同号ウ中「1,480,000 円」を「1,500,000 円」に改め、同号オ中「2,120,000 円」を「2,140,000 円」に改め、同号カ中「4,330,000 円」を「4,350,000 円」に改め、同表 4 の項第 6 号オ中「91,000 円」を「92,000 円」に改め、同表 15 の項第 4 号ウ中「950,000 円」を「990,000 円」に改め、同号オ中「1,650,000 円」を「1,720,000 円」に改め、同号カ中「3,180,000 円」を「3,320,000 円」に改め、同号キ中「3,890,000 円」を「4,060,000 円」に改め、同号ク中「4,450,000 円」を「4,650,000 円」に改め、同表 17 の項第 1 号イ中「410,000 円」を「430,000 円」に改め、同号エ中「920,000 円」を「



960,000円」に改め、同号オ中「1,160,000円」を「1,210,000円」に改め、同号カ中「2,830,000円」を「2,950,000円」に改め、同号キ中「3,470,000円」を「3,620,000円」に改め、同号ク中「4,000,000円」を「4,170,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 2 1 3 号

**新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について**

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により，新潟県市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更するものとする。

平成 2 6 年 2 月 1 9 日提出

新潟市長 篠田 昭

**新潟県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約**

新潟県市町村総合事務組合同規約（平成 1 6 年総行市第 3 0 号許可）の一部を次のように変更する。

別表第 2 の 2 の項及び 3 の項中「村上市」の次に「、燕市」を，「糸魚川市」の次に「、五泉市」を加える。

附 則

この規約は，平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 1 4 号

**公有水面埋立承認の出願に関し意見を述べることについて**

公有水面埋立法第 3 条第 1 項の規定により新潟県知事から意見を求められたので、次のように意見を述べるものとする。

平成 2 6 年 2 月 1 9 日提出

新潟市長 篠田 昭

出願人	国土交通省北陸地方整備局
埋立ての区域	新潟県新潟市東区船江町二丁目 1 4 9 番 1 2, 1 4 9 番 1 1, 同区船江町三丁目 1 番 1 及び同区松浜町字古水戸 2 3 5 0 番 1 9 2 の地先公有水面
埋立ての面積	5 3 8, 4 7 2. 6 5 平方メートル
埋立地の用途	緑地
意見	埋立てることに異存ありません。

議案第 2 1 5 号

### 損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

平成 2 6 年 2 月 1 9 日提出

新潟市長 篠田 昭

#### 1 事件

平成 2 2 年 8 月 3 1 日に多発肋骨骨折等により新潟市民病院に入院した後、脊髄損傷との確定診断が遅れたものとして損害賠償請求があったもの

#### 2 相手方

新潟市在住の男性

#### 3 損害賠償の額

新潟市が支払う損害賠償の額は、20,000,000円とする。

議案第 2 1 6 号

### 訴えの提起について

次のとおり訴えを提起するものとする。

平成 2 6 年 2 月 1 9 日提出

新潟市長 篠田 昭

#### 1 被告

別表に掲げる者を被告とする。

#### 2 目的

新潟市中央区米山 2 丁目 6 番地 2 にある新事業創出支援施設にいがた e 起業館 2 0 6 号室の利用に係る利用料及び遅延損害金の支払請求

#### 3 支払請求額

別表の被告の欄に掲げる者に対し同表の支払請求額の欄に掲げる額及び遅延損害金を請求する。

#### 4 その他

本件については、必要に応じ上訴し、和解し、その他必要な措置を行うことができるものとする。

別表

被告	支払請求額（遅延損害金を除く。）
新潟市西蒲区美里 4 2 4 番地 1 2 株式会社北隆 代表清算人 拝野 利雄 新潟市中央区新和 2 丁目 1 6 番 6 号 吉長 勝宏	3 7 0 , 0 0 0 円

議案第 2 1 7 号

## 和解について

次のとおり裁判上の和解をするものとする。

平成 2 6 年 2 月 1 9 日提出

新潟市長 篠田 昭

### 1 事件

新潟市中央区内における市道敷地に係る新潟地方裁判所平成 2 5 年（ワ）第 1 5 9 号  
土地所有権移転登記抹消登記手続請求事件に関する和解

### 2 当事者

甲 新潟市中央区学校町通 1 番町 6 0 2 番地 1

新潟市

代表者 新潟市長 篠田 昭

乙 新潟市在住の男性 2 名

### 3 和解条項

(1) 甲は、乙に対し、当該市道敷地（以下「本件土地」という。）についてされて  
いる新潟地方法務局平成 2 2 年 3 月 3 0 日受付第 1 0 8 8 8 号所有権移転登記（原因：  
平成 2 2 年 3 月 1 2 日寄付）について、本件和解を原因とする抹消登記手続をする。  
この登記手続費用は、甲の負担とする。

(2) 乙は、甲に対し、平成 2 2 年 4 月 2 日から再度甲名義の所有権移転登記がなさ  
れる日までの間、本件土地につき、甲が市道として使用借権を有することを認める。

(3) 乙は、甲に対し、相続を原因とする本件土地の所有権移転登記手続、本件土地  
の寄付申込手続及び所有権移転登記手続に関する書類を本件和解の席上で交付し、甲  
は、これを受領する。

(4) 甲は、前号で受領した書類に基づき、第 1 号の抹消登記手続が完了し次第速や  
かに相続を原因とする本件土地の所有権移転登記の代位嘱託登記手続及び寄付を原因

とする本件土地の所有権移転登記手続の嘱託登記手続をする。この登記手続費用は、甲の負担とする。

(5) 甲及び乙は、甲と乙との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(6) 訴訟費用は各自の負担とする。

議案第 2 1 8 号

**契約の締結について**

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成 2 6 年 2 月 1 9 日提出

新潟市長 篠田 昭

工事名	契約金額	契約の相手方
城山運動公園屋内体 育施設建設工事	540,750,000 円	新潟市西区善久 8 2 3 番地  株式会社 廣瀬  代表取締役 廣瀬 徳男



諮問第 5 号

**地方自治法第 229 条の規定に基づく異議申立てに関する諮問について**

次のとおり、下記の異議申立人から下水道事業受益者分担金の徴収に関する処分についての異議申立てがされたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 229 条第 4 項の規定により、議会の意見を問う。

平成 26 年 2 月 19 日提出

新潟市長 篠田 昭

1 異議申立人

新潟県三条市荻堀 1 1 5 1 番地 1 6

金子 敏栄

2 異議申立年月日

平成 25 年 1 月 20 日

3 異議申立ての趣旨及び理由

(1) 趣旨

市長が平成 25 年 1 月 14 日付けで異議申立人に対して行った下水道事業受益者分担金の賦課決定に対し、納付に応じられないとするもの。

(2) 理由

地積割方式は不公平であり、年金生活者に対する 23 万円の分担金は過重であるとし、当該処分を不服とするもの。